

改正

平成21年3月25日警察本部告示第2号
平成23年9月1日警察本部告示第2号
平成26年3月11日警察本部告示第2号
平成27年10月2日警察本部告示第1号
平成28年3月22日警察本部告示第1号
平成29年4月14日警察本部告示第2号
平成29年5月30日警察本部告示第3号
令和元年9月27日警察本部告示第1号
令和3年3月12日警察本部告示第1号

群馬県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この告示は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）の施行に関し群馬県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する個人情報の保護に関する事務等について必要な事項を定めるものとする。

(出資等法人)

第1条の2 条例第4条第2項に規定する実施機関が定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 公益財団法人群馬県防犯協会
 - (2) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
- (個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第6条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、個人情報(特定個人情報に係るものを除く。)に係るものにあつては別記様式第1号により、特定個人情報に係るものにあつては別記様式第1号及び別記様式第1号の2により作成するものとする。

2 前項の個人情報取扱事務登録簿の閲覧場所は、群馬県庁内の県民センター又は警察署とする。

(実施機関が定める職)

第3条 条例第13条第3号ハの実施機関が定める職は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察の職員をもって充てる職とする。

(個人情報開示請求書)

第4条 条例第16条第1項の書面は、個人情報開示請求書（別記様式第2号）によるものとする。

2 個人情報開示請求書の提出場所は、群馬県庁内の県民センター又は警察署とする。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出された場合は、この限りでない。

3 条例第16条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人の場合にあつては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 開示請求をする者の連絡先
- (3) 条例第19条第1項に規定する開示の方法のうち、開示請求をする者が希望する開示の方法
- (4) 法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）が開示請求をする場合にあつては、本人の氏名等

(本人等の確認に必要な書類)

第5条 条例第16条第2項（第19条第3項、第24条第3項及び第25条の7第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求をするとき（次号に該当するときを除く。）。 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、運転免許証、旅券その他これに類する書類として

警察本部長が認めるもの

- (2) 条例第20条第1項の規定により開示請求をするとき。当該個人情報取扱事務により開示請求に係る本人に交付された受験票その他の書類で本人と確認できるものその他本人であることを確認できる書類として警察本部長が認めるもの
 - (3) 法定代理人が開示請求をするとき。当該法定代理人に係る第1号に掲げる書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類として警察本部長が認めるもの
 - (4) 本人の委任による代理人が特定個人情報の開示請求をするとき。当該代理人に係る第1号に掲げる書類及び本人の実印を押印した委任状（押印した実印に係る印鑑登録証明書が添付されたもの）その他代理人であることを証明する書類として警察本部長が認めるもの
- (個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第17条第1項及び第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（別記様式第3号）
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報部分開示決定通知書（別記様式第4号）
- (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定
 - ア イからエまでに掲げるとき以外のとき。個人情報非開示決定通知書（別記様式第5号）
 - イ 条例第15条の規定により開示請求を拒否するとき。個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（別記様式第6号）
 - ウ 個人情報を保有していないとき。個人情報不存在決定通知書（別記様式第7号）
 - エ 条例第16条第3項の規定により求めた補正に開示請求者が正当な理由なく応じないとき、又は開示請求に係る個人情報が開示請求をすることができないものであるとき。個人情報開示請求拒否通知書（別記様式第8号）

(第三者保護に関する手続)

第7条 条例第17条第3項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 意見書の提出期限
 - (2) 開示請求に係る個人情報が記録された公文書の作成年月日
 - (3) 第三者に係る情報の内容
- 2 警察本部長は、条例第17条第3項の規定による通知を書面で行うときは、個人情報の開示に係る意見照会書（別記様式第9号）により行うものとする。
- 3 条例第17条第3項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書（別記様式第10号）によるものとする。
- 4 条例第17条第4項の書面は個人情報の開示に係る意見照会書によるものとし、同項の意見書は個人情報の開示に係る意見書によるものとする。
- 5 条例第17条第5項の書面は、個人情報を開示決定した旨の通知書（別記様式第11号）によるものとする。

(開示決定等の期間の延長)

第8条 条例第18条第2項の書面は、決定期間延長通知書（個人情報開示請求）（別記様式第12号）によるものとする。

- 2 条例第18条第3項の書面は、決定期間特例延長通知書（個人情報開示請求）（別記様式第13号）によるものとする。

(事案移送通知書)

第9条 条例第18条の2第1項及び第25条の3第1項の書面は、事案移送通知書（個人情報開示請求・訂正請求）（別記様式第14号）によるものとする。

(文書等の写しの交付方法)

第9条の2 条例第19条第1項第1号の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）に記録されている個人情報の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付

- (2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（条例第2条第1項第1号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの（以下「CD-R」という。）又は日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付

（閲覧の制限等）

第10条 警察本部長は、個人情報記録されている公文書の閲覧又は視聴をする者が当該公文書又はその内容を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

- 2 個人情報の開示を行う場合において、当該開示に係る個人情報記録されている公文書の写し等を交付するときの交付部数は、当該公文書1件につき1部とする。

（開示請求等の特例）

第11条 警察本部長は、条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

- 2 条例第20条第2項の実施機関が定める方法は、閲覧又は口頭による開示の方法その他適切な開示の方法として警察本部長が認めるものとする。

（個人情報訂正請求書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、個人情報訂正請求書（別記様式第15号）によるものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、個人情報訂正請求書の提出場所について準用する。
- 3 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (2) 訂正請求をする者の連絡先
 - (3) 法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）が訂正請求をする場合にあっては、本人の氏名等

（個人情報の開示を受けたことの確認）

第13条 条例第22条第1項の規定により訂正請求をする者及び条例第25条の5第1項の規定により利用停止請求をする者は、個人情報開示決定通知書若しくは個人情報部分開示決定通知書若しくは他の法令等により交付を受けた個人情報が記録された物又はそれらの写しを提示しなければならない。

（個人情報訂正決定通知書等）

第14条 条例第25条第1項及び第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報を訂正する旨の決定 個人情報訂正決定通知書（別記様式第16号）
- (2) 個人情報を訂正しない旨の決定
 - ア イに掲げるとき以外のとき。 個人情報非訂正決定通知書（別記様式第17号）
 - イ 条例第24条第3項において準用する条例第16条第3項の規定により求めた補正に訂正請求者が正当な理由なく応じないとき、又は訂正請求に係る個人情報が訂正請求をすることができないものであるとき。 個人情報訂正請求拒否通知書（別記様式第18号）

（訂正決定等の期間の延長）

第15条 条例第25条の2第2項の書面は、決定期間延長通知書（個人情報訂正請求）（別記様式第19号）によるものとする。

- 2 条例第25条の2第3項の書面は、決定期間特例延長通知書（個人情報訂正請求）（別記様式第20号）によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第16条 条例第25条の7第1項の書面は、個人情報利用停止請求書（別記様式第21号）によるものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、個人情報利用停止請求書の提出場所について準用する。
- 3 条例第25条の7第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）が法人の場合にあっては、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (2) 利用停止請求をする者の連絡先
 - (3) 法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）が利用停止請求をする場合にあっては、本人の氏名等（個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 条例第25条の8第1項及び第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報を利用停止する旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（別記様式第22号）
- (2) 個人情報を利用停止しない旨の決定
 - ア イに掲げるとき以外のとき。 個人情報利用非停止決定通知書（別記様式第23号）
 - イ 条例第25条の7第2項において準用する条例第16条第3項の規定により求めた補正に利用停止請求者が正当な理由なく応じないとき、又は利用停止請求に係る個人情報が利用停止請求をすることができないものであるとき。 個人情報利用停止請求拒否通知書（別記様式第24号）（利用停止決定等の期間の延長）

第18条 条例第25条の9第2項の書面は、決定期間延長通知書（個人情報利用停止請求）（別記様式第25号）によるものとする。

2 条例第25条の9第3項の書面は、決定期間特例延長通知書（個人情報利用停止請求）（別記様式第26号）によるものとする。

第19条 削除
（苦情の処理）

第20条 警察本部長は、警察本部長が行う個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するように努めなければならない。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日警察本部告示第2号）

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県個人情報保護条例施行規程の規定によりなされている自己の個人情報の開示請求については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の群馬県個人情報保護条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成23年9月1日警察本部告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月11日警察本部告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県個人情報保護条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成27年10月2日警察本部告示第1号）

- 1 この告示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日から施行する。
 - (1) 第2条第1項の改正規定及び別記様式第1号の次に1様式を加える改正規定 平成27年10月5日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年1月1日

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に改正前の群馬県個人情報保護条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成28年3月22日警察本部告示第1号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月14日警察本部告示第2号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月30日警察本部告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日警察本部告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月12日警察本部告示第1号抄）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 3 この告示の施行の際現に提出されている改正前の群馬県個人情報保護条例施行規程別記様式第10号による意見書については、改正後の同様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の群馬県情報公開条例施行規程又は群馬県個人情報保護条例施行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。